

医療法人社団 東光会 茂原中央病院  
指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション  
事業所運営規程

## 第1条（事業の目的）

医療法人社団東光会が開設する茂原中央病院が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、通所リハビリテーション等を提供することによって、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 1 通所リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 2 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添うよう努めるものとする。
- 3 通所リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名称）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 茂原中央病院
- 2 所在地 千葉県茂原市下永吉796番地

## 第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上  
利用者の診療及び医学的管理を行う。
- 3 従業者 5名以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 4 管理栄養士 1名以上  
管理栄養士は、通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善サポート、栄養食事相談等の提供に当たる。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。（送迎含む）
- 3 サービス提供時間 1単位目9：00～10：30 2単位目10：30～12：00  
3単位目13：30～15：00 4単位目15：00～16：30  
サービス提供時間は2時間以内とする。  
ただし管理者が認めた場合、上記提供単位の限りではない。

## 第6条（通所リハビリテーション等の利用定員）

事業所の利用定員は、1単位40名とする。

## 第7条（通所リハビリテーション等の内容）

通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- 1 リハビリテーション
- 2 送迎
  - (1) 送迎範囲は、御自宅から病院、病院から御自宅の往復に限る。やむを得ない場合を除いては、その他の場所での昇降は認めない。
  - (2) 送迎に関わる職員にベッドへの移乗動作やトイレ介助等の過剰な要求はお断りすることがある。
  - (3) 送迎料金は基本料金に含まれている。

## 第8条（通所リハビリテーション等の利用料その他必要な費用の額）

- 1 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、介護負担割合証に記載してある負担額とする。
- 2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
  - (1) おむつ代実費
  - (2) その他利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

## 第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、茂原市、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、長生村、一宮町とする。ただし管理者が認めた場合、上記の実施地域の限りではない。

## **第10条（サービス利用に当たっての留意事項）**

利用者は、通所リハビリテーション等の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努める。

- 1 火気の取扱いには十分注意することとし、所定の場所以外では喫煙を控える。
- 2 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努める。
- 3 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎む。

## **第11条（事故発生時の対応）**

- 1 管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

## **第12条（個人情報の保護）**

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

## **第13条（非常災害対策）**

防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期す。

## **第14条（衛生管理等）**

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努める。

## **第15条（事業継続計画）**

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

## **第16条（虐待防止・身体拘束等に関する事項）**

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待・身体拘束等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - 虐待・身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
  - その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待・身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに茂原市その他市町村に通報するものとする。
- 3 事業所における虐待・身体拘束等の防止のための対策を検討する委員会(担当者設置)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

## **第18条（職場におけるハラスメントの防止）**

事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## **第18条（その他運営に関する重要事項）**

- 1 事業者は、従事者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。
  - (1) 新人・中途研修 就任2週間以内
  - (2) 繼続研修 年2回以上
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

## **附則**

この規程は、2013年12月1日から施行する。

この規定は、2025年3月1日から施行する。